

○旅館業法施行条例

昭和三十二年十一月一日

大分県条例第五十七号

改正 昭和四五年十二月二二日条例第五〇号

昭和六一年三月三一日条例第九号

平成一五年三月二〇日条例第一九号

平成二四年十二月二二日条例第七〇号

平成二八年七月四日条例第二九号

平成三〇年三月三〇日条例第二二号

令和二年三月三〇日条例第一二号

〔旅館業の衛生措置等に関する条例〕をここに公布する。

旅館業法施行条例

(昭四五条例五〇・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六一条例九・全改、平一五条例一九・平三〇条例二二・一部改正)

(社会教育施設等の指定)

第二条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館
- 二 博物館法(昭和三十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設
- 三 社会教育法(昭和三十四年法律第二百七号)第五章に規定する公民館
- 四 前三号に掲げるもののほか、青少年の教育又は福祉に関する施設及びスポーツ施設のうち多数の児童の利用に供される施設で知事が指定するもの

2 知事は、前項第四号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他必要な事項を告示するものとする。

(昭四五条例五〇・追加、昭六一条例九・一部改正)

(許可に際して知事が意見を求める者)

第三条 法第三条第四項(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合

を含む。)の規定により知事が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- 一 国が設置する施設 当該施設の長
- 二 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- 三 前二号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁
- 四 前三号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地を管轄する市町村長

(昭四五条例五〇・追加、昭六一条例九・一部改正)

(衛生の措置の基準)

第四条 法第四条第二項の規定による衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 建物の周囲、客室及び便所等は、常に清潔であり、ねずみ、昆虫等の駆除が行われること。
- 二 客に使用する寝具類は、常に清潔であること。
- 三 客に使用させる浴衣その他の直接身体に触れる布類は、客一人ごとに取り替え、その都度洗濯すること。
- 四 換気、採光、照明、防湿及び排水の設備については、宿泊に支障のないよう適正に管理すること。

2 前項に規定するもののほか、共同浴室等の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)及び上がり用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽(屋内のものに限る。)内の湯水をいう。以下同じ。)は、別表第一で定める基準に適合する湯水であること。
 - 一 浴槽水は、常に清浄を保ち、かつ、浴槽を満たしていること。
 - 二 打たせ湯及びシャワーには、浴槽水を使用しないこと。
 - 三 露天風呂の湯水が、浴槽水に混じることのないようにすること。
 - 四 原湯等を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)の生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行い、清掃時には貯湯槽内の原湯等を完全に排水すること。
 - 五 浴槽水は、毎日(循環式浴槽(ろ過器等を通して浴槽水を循環させる構造の浴槽をい

う。以下同じ。)で毎日完全に換水しないもの又は常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせる浴槽にあつては、一週間に一回以上完全に換水し、浴槽を清掃すること。

七 調節箱(洗いの湯柱及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。)は、生物膜の状況を監視し、一年に一回以上、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

八 シャワーは、少なくとも一週間に一回、内部の水が置き換わるように通水するとともに、シャワーヘッド及びホースは、六箇月に一回以上点検し、内部の汚れ及びスケールを除去するため、一年に一回以上洗浄及び消毒を行うこと。

九 図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管は、生物膜の形成場所とならないよう管理すること。

十 浴槽に入る前には身体を洗うこと等の入浴上の注意事項を、脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること。

十一 旅館業を営む者(以下「営業者」という。)は、規則に定めるところにより、浴槽水について別表第一の水質項目に係る水質検査を行い、その結果をその営業の施設の所在地を所管する保健所長に報告するとともに、入浴者の見やすい場所に掲示すること。

十二 営業者は、衛生管理に関する手引書を作成して、従業者に周知徹底し、かつ、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

十三 営業者は、水質検査結果、遊離残留塩素濃度測定結果等の記録を作成し、三年間保管すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、循環式浴槽を設置している場合の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

イ 貯湯槽の原湯等の温度は、常に摂氏六十度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽の原湯等の消毒を行うこと。

ロ 一週間に一回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、浴槽水を循環させるための設備の適切な清掃及び消毒を行うこと。

ハ 浴槽水の誤飲を防ぐための措置をとること。

ニ 浴槽水の消毒には、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度又は結合残留塩素濃度について毎日測定し、別表第二で定める基準に保つこと。ただし、これにより難しい場合で知事が認めるときは、この限りでない。

ホ 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用しているときは、当該薬剤をろ過器の直前に投入すること。

へ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

ト あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続しないこと。

チ オーバーフロー還水管及び回収した湯水を貯留する回収槽（以下単に「回収槽」という。）の内部の清掃及び消毒を一週間に一回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の湯水を消毒すること。

リ 水位計は、配管内の洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

ス 水位計配管は、一週間に一回以上、清掃及び消毒を行うこと。

ル 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合は、当該浴槽の浴槽水及び当該設備に必要な湯水には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。

ヲ 気泡発生装置等の内部における生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

ワ 浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

カ 配管は、内部の湯水を完全に排水できるような構造とすること。

3 知事は、前項第十一号に規定する措置を講じない営業者に対し、当該措置を講じるよう指示するものとする。

4 知事は、前項の規定による指示を受けた営業者がその指示に従わないときは、当該営業者の設置する営業の施設の名称及びその講じない措置の内容を公表するものとする。

（平一五条例一九・全改、令二条例二二・一部改正）

（宿泊を拒むことのできる事由）

第五条 法第五条第三号の規定による宿泊を拒むことのできる事由は、次のとおりとする。

- 一 泥酔その他の理由で、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- 二 宿泊中、他の宿泊者に対し迷惑を及ぼす行為があつたとき。
- 三 宿泊者名簿に記載する必要事項を要求しても告げないとき。

（昭四五条例五〇・旧第三条線下）

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 大分県旅館業施設条例（昭和二十三年大分県条例第六十号）は、廃止する。

附 則（昭和四五年十二月二二日条例第五〇号）

この条例は、昭和四十六年一月十日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第九号）

この条例は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則（平成二五年条例第一九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第四条第二項第三号、第四号並びに第十二号ホ及びチの規定は、この条例の施行の日以後に旅館業法第三条第一項の許可の申請のあつた旅館業の営業に係る施設の設置又は同日以後の旅館業の営業に係る施設の変更について適用する。

附 則（平成二四年条例第七〇号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号。以下「整備法」という。）附則第十九条第二項の規定により第一条による改正後の旅館業法施行条例（以下「新旅館業法施行条例」という。）で定める基準が保健所を設置する市が条例で定める基準とみなされる場合における新旅館業法施行条例第四条第二項第十二号ニの適用については、同号ニ中「知事」とあるのは、「保健所を設置する市の長」と読み替えるものとする。

附 則（平成二八年条例第二九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第二二号）

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

附 則（令和二年条例第二二号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。

（旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に旅館業法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営んでいる者については、第二条の規定による改正後の旅館業法施行条例第四条第二項第十四号ト、リ及びカの規定は、この条例の施行の日から六月間は、適用しない。

別表第一（第四条関係）

（令二条例二二・全改）

水質項目	水質基準	検査方法
レジオネラ属菌	検出されないこと（一〇〇ミリリットル中に一〇cfu未満）。	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

別表第二（第四条関係）

（令二条例二二・全改）

項目	基準濃度（mg/l）
遊離残留塩素濃度	通常〇・四、最高一・〇
結合残留塩素濃度	三・〇